

2019年7月16日 全12頁

# 令和元年は「情報銀行元年」となるか

## 認定第一弾、指針 ver2.0 案が公表。情報銀行が今後期待されることは

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

### 【要約】

- 日本 IT 団体連盟は、2019 年 6 月 21 日に情報銀行の認定第一弾として、三井住友信託銀行、フェリカポケットマーケティングの二社を認定した。この二社や現在公表されている情報銀行の共通点としては、提供先、提供元が限定されていることが挙げられる。データの自由な利活用を目指すのであれば、提供先、提供元を限定しない「オープン型情報銀行」への進化が期待される。
- 政府は情報銀行に関する環境整備として、「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」(案)を公表している。また、2019 年の成長戦略でも 2019 年度内に情報銀行による円滑なデータ流通を可能とするための取りまとめを行うとされた。
- 現状、情報銀行の事業化を図る企業の多くは大企業であるが、これは情報銀行の特性上、認定基準で求められるセキュリティ体制、ガバナンス体制、提供先の審査能力・体制、資産規模の水準が高いことが理由の一つとして考えられる。
- 地域金融機関にはコンサルティング機能の発揮が求められているが、一つの策として地域金融機関に優位性・親和性がある「地域密着型情報銀行」の開業が考えられる。

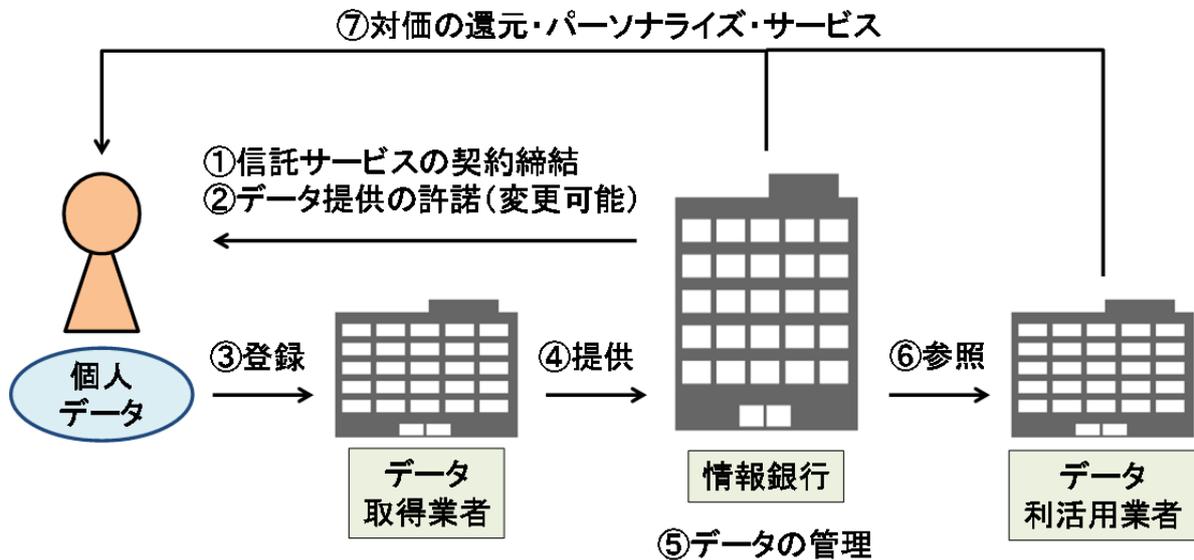
### 【目次】

1. 情報銀行の認定第一弾が公表	
(1) 認定された情報銀行の概要	2
(2) 情報銀行は「オープン化」していくべき	3
2. 情報銀行に関する環境の整備	
(1) 「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」(案)	6
(2) 2019 年成長戦略	9
(3) なぜ情報銀行の多くは大企業なのか	9
TOPIC 地域金融機関による「地域密着型情報銀行」の可能性	11

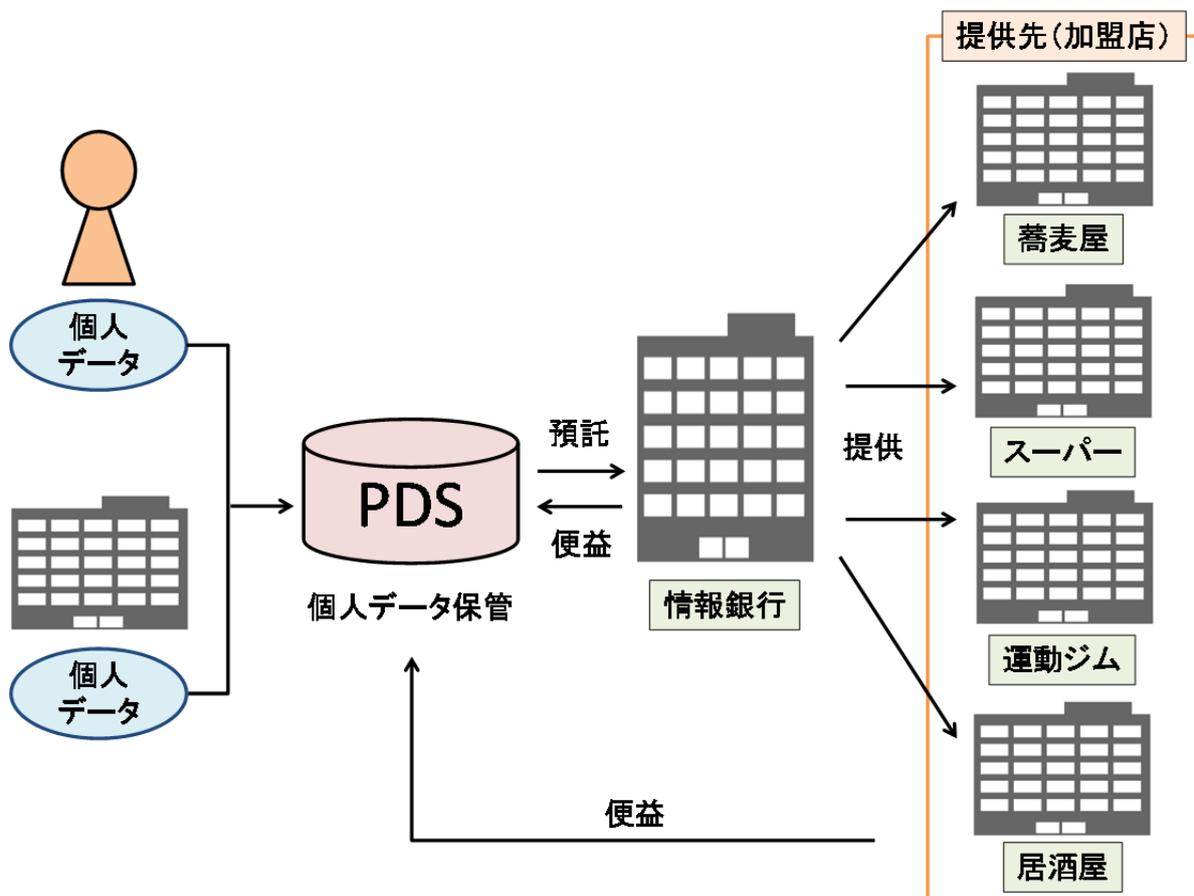
## 1. 情報銀行の認定第一弾が公表

### (1) 認定された情報銀行の概要

図表1 三井住友信託銀行の「『データ信託』サービス」



図表2 フェリカポケットマーケティングの「地域振興プラットフォーム」



(注) 図表1、2ともに一部簡略化のため、省略している。

(出所) 図表1、2ともに日本IT団体連盟公表資料より、大和総研作成

わが国では、データを円滑に流通させるための仕組みとして「情報銀行」が検討されており、様々な企業が導入を検討していることもあり、昨今話題となっている<sup>1</sup>。

政府は情報銀行の認定指針を2018年6月に公表しており、それに基づいて一般社団法人日本IT団体連盟が認定団体として活動を行っている。日本IT団体連盟は2018年12月から情報銀行の認定に関する申請の受付を開始し、2019年6月21日に認定の第一弾を決定した（図表1、2）。

三井住友信託銀行の「『データ信託』サービス」は、本人が登録したデータを情報銀行が管理し、それをデータ利活用業者が参照するというものである。データ利活用業者やデータの種類については具体的な記述はない。また、本人への対価として、情報銀行からは「対価の還元」、データ利活用業者からは「パーソナライズ・サービス」が想定されている。

フェリカポケットマーケティングの「地域振興プラットフォーム」は、本人、もしくは地域の事業者から得た個人データをPDSで保管し、そのデータを情報銀行に預託した上で、加盟店に提供をするというものである。特徴としては、地域の活性化を目的とした「地域のための情報銀行」であることである。提供元としては中小事業者を含む地域の産学官民や個人、提供先としては地域の加盟店などが想定されている。扱われるデータは、年齢・性別・居住地域などの基本属性、趣味趣向などのデータが想定されている。個人への対価は地域活性につながる地域ポイントや地域密着の商品・サービスにする予定となっている。

ただし、両者とも「P認定」であることには注意が必要である。通常の認定は既に行われている情報銀行に対する認定であるのに対し、P認定とは情報銀行の開始段階で得る認定のことである。つまり、両事業とも今回認定された事業をこれから開始し、その事業の運営が安定した段階で通常の認定を再度得る予定となっている（2年以内に通常の認定を得なければならない）。

## （2）情報銀行は「オープン化」していくべき

### （i）情報銀行の三つの類型

今回認定された情報銀行、また、現在様々な企業が公表している情報銀行（既に事業化しているもの、事業化を計画しているもののどちらも含む）に共通して言えることは、いずれも提供元、または提供先があらかじめ限定されているということである。

ここでいう「限定」とは、ある個人に関するデータの提供元・提供先が初めから決められているという意味である。例えば、個人Aの情報の提供元が本人だけであれば、それは提供元が限定されていると言える。また、個人Aの情報の提供先が企業B、企業C、…、企業Zから成る企業群のうちから選択されるのであれば、それは提供先が限定されていると言える。

情報銀行を提供元・提供先の限定の有無で分けると、以下の三種類に整理できる（提供元は限定されていないが提供先は限定されているパターンもあるが、想定しづらいため省いている）。

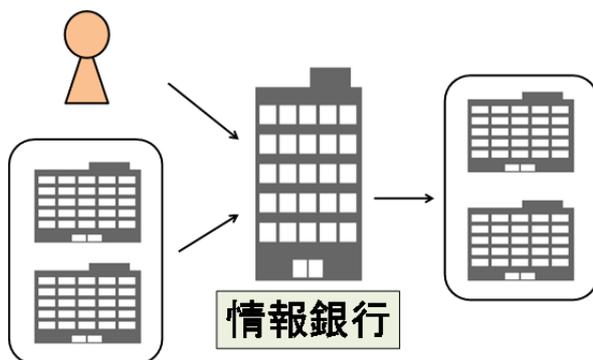
<sup>1</sup> 情報銀行について、具体的な仕組み、これまでの経緯、認定指針、今後の課題等については、拙著『情報銀行』の事業化に向けた始動（2018年11月20日、大和総研レポート）を参照。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120\\_020456.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120_020456.html)

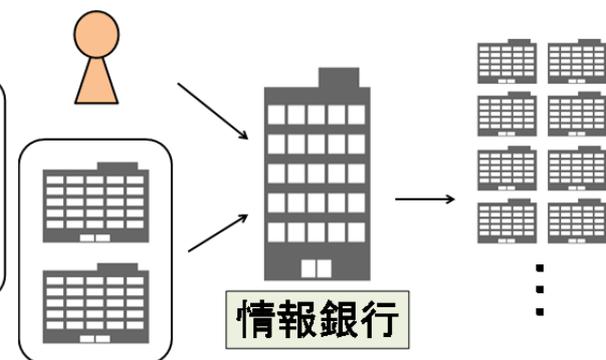
- ①どちらもあらかじめ限定されている「クローズ型情報銀行」
- ②提供先は限定されていないが提供元はあらかじめ限定されている「半オープン型情報銀行」
- ③どちらも限定されていない「オープン型情報銀行」

例えば、三井住友信託銀行の『データ信託』サービスは、提供元は本人だけであるため、①クローズ型情報銀行、もしくは②半オープン型情報銀行に当たる（提供先が限定されているかどうかは不明）。フェリカポケットマーケティングの「地域振興プラットフォーム」は、提供元は本人か地域の一定の事業者であり、提供先は地域の加盟店とされているため、①クローズ型情報銀行であると考えられる<sup>2</sup>（ただし、地域内においては提供元・提供先を限らないオープン型情報銀行となる構想である可能性はある）。

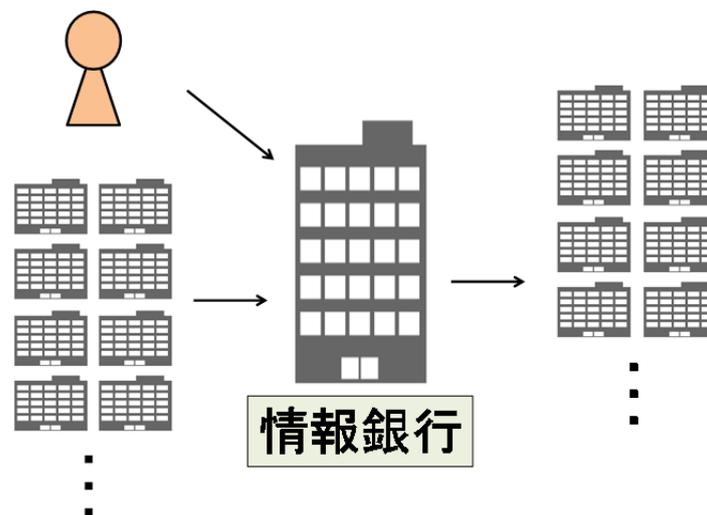
図表3 クローズ型情報銀行



図表4 半オープン型情報銀行



図表5 オープン型情報銀行



（出所）いずれも大和総研作成

## （ii）オープン型情報銀行が難しい理由

先述のとおり、現状公表されている情報銀行はいずれも提供元または提供先が限定されているため、ほぼ全て①クローズ型情報銀行、②半オープン型情報銀行であり、③オープン型情報

<sup>2</sup> 三井住友信託銀行、フェリカポケットマーケティングのいずれも、今後提供元・提供先を広げていくことでオープン型情報銀行となることを想定している可能性も考えられる。

銀行に当たるものはないと思われる。

提供先が限定されている理由としては、提供先の信頼性の確保のための負担が考えられる。後述するが、情報銀行の認定指針においては、個人データの提供先についても、セキュリティやガバナンスについて一定以上の水準が求められるとされている。提供先を限定しないとすると、情報銀行の「提供するか否かの判断」の負担が重くなると想定される。

一方、提供元が限定されている理由は、データポータビリティ<sup>3</sup>が保証されていないことにあると考えられる。データポータビリティが保証されていれば、データ提供元の企業側は個人の求めに応じてデータを本人に還元しなければならず<sup>4</sup>、本人を通して情報銀行にあらゆる企業のデータが集まり得る。しかし、日本においてはデータポータビリティが保証されていないため、提供元の企業はデータを提供する義務はない。情報銀行としては、無数の企業に対し、データを提供するインセンティブ（メリット）を与えることは難しいだろう。他にも、データが標準化されていないため、情報銀行側の実務的な負担が大きくなり得る等の問題も挙げられる。

### (iii) イノベーションのためにはオープン型情報銀行への進化が必要

クローズ型か、オープン型かは情報銀行の事業の目的に沿って選択すればよいと考えるが、「情報利活用」、「イノベーション」という観点からすれば、オープン型を目指すことが望ましい。クローズ型情報銀行は、あらかじめ限定された企業の中で情報をやり取りするため、情報の活用法（事業）は、情報銀行の事業開始前に想定された範囲にとどまりやすい。あくまで「本人の意思に基づいてデータ流通をする」ことを主眼に置いている仕組みではないかと考えられる。

本人の意思に基づいたデータ流通に加え、自由な情報の流通・利活用とそれに基づくイノベーションの発生を図るのであれば、オープン型情報銀行が必要ではないだろうか。企業が自由に情報銀行から情報の提供を受け（もちろん審査を通る必要はあるが）、普段は得られない全く異なる業種・分野に関する個人の情報を活用して新たな事業を生み出す。このように、これまでにない事業・サービスが生まれるためにオープン型情報銀行が活用されることが、理想的だと考える。

とはいえ、先述のとおり、オープン型情報銀行を事業として行うには様々な課題がある。まずは、現状のようにクローズ型、半オープン型の情報銀行から始め、提供元・提供先を次第に広げていくことが望ましい。将来的には新たなイノベーションのきっかけとなっていくことが期待される。そのためにも、情報銀行を営む事業者は提供先の審査を適切に行うだけのノウハウやリソースを蓄積していく必要があるだろう。また、政府側もデータポータビリティに関する議論を進める等、情報の利活用がより円滑に可能になるように支援していくことが求められる。

まだ情報銀行は事業としてスタートしたばかりであり、実験的な側面もあるだろう。今後の官民両者の努力によって情報銀行が機能し、事業として確立されていくことに期待したい。

<sup>3</sup> データポータビリティとは、事業者が保有する個人データを再利用しやすい形で本人に還元する、もしくは他の事業者に移管できる機能・権利のことである。

<sup>4</sup> データの移管・還元は求められるが、データポータビリティではデータの消去までは求められていない。

## 2. 情報銀行に関する環境の整備

### (1) 「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」(案)

図表6 「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ(案)」の概要

<b>情報銀行の定義の見直し</b>	<b>情報銀行の透明性の確保</b>
提供するサービスの例	個人情報提供への対価
<b>未成年等が情報銀行を利用する場合</b>	<b>データ倫理審査会</b>
<b>情報銀行における加工情報の扱い</b>	プレイヤー間の連携
<b>行政機関/独立行政法人等の認定</b>	<b>個人情報の再提供の禁止</b>
<b>複数者が共同で情報銀行事業を行う場合</b>	信用スコアの取扱い
<b>提供先第三者の選定</b>	今後の取組(モデル契約約款の充実等)
<b>認定の対象とする個人情報の範囲</b>	

(注) 太字は「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」(案)に追記されている事項。

(出所) 「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ(案)」より大和総研作成

情報銀行に関する環境整備として、総務省・経済産業省は情報銀行に関する認定を行うための指針である「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」を2018年6月に公表している。認定を行う団体はこの指針に基づき、情報銀行に対して認定を行う(認定を得ていなくても情報銀行を事業として行うことは可能である)。情報銀行は認定を得ることで、個人や企業からの信用を得やすくなる等、事業を行うことが容易になると考えられる。

様々な企業が情報銀行を事業として行うことを公表し、事業化へ向けた動きが本格化している状況等を踏まえ、この認定指針の見直しが2019年1月から「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」で行われていた。2019年6月19日に「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ(案)」が公表され、「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」(案)も併せて公表された。以下ではとりまとめ案の内容について、特に影響の大きい点を整理する。

#### (i) 情報銀行の定義の見直し

指針 ver1.0 では、情報銀行は「個人との契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示や指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業」と定義されていた。

とりまとめ案では、個人の情報を安全に利活用するという目的を踏まえ、「実効的な本人関与(コントロールビリティ)を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に個人情報の第三者提供を委任するというもの」と再定義された。Ver1.0に比べ、目的が明確化されるとともに、個人に代わって妥当性を判断するというよりも、同意範囲内で第三者提供を委任されるというように、解釈の範囲が拡大された(例えば、後者であれば「個人が提供先ごとに提供の可否を判断(同意)する」という仕組みも情報銀行の定義に該当し得る)。

また、利用者たる個人が直接的または間接的な便益を受け取ると明記されていることにも注目すべきだろう。

#### (ii) 複数者が共同で情報銀行事業を行う場合

既に公表されている情報銀行の中には、複数の事業者が共同で情報銀行を運営するという例がある。複数者が共同で認定を申請することも考えられ、指針 ver2.0 ではこれに対応するとされた。

具体的には、情報銀行の申請は「事業者単位」か「事業単位」で行うことができ、複数者で申請するものは「事業単位」で申請をすることが想定される。その際、複数の事業者はそれぞれ役割分担を明確にする必要があるとされた。その分担に基づいて、認定基準を満たすことが求められるだろう（例えば、「事業者の適格性要件」は全ての事業者が満たす必要があるが、「情報セキュリティ要件」は個人情報を実際に取り扱う事業者のみが満たせばよい等）。

同時に、どの個人情報をどの事業者が取り扱うのかも明確にする必要がある。また、利用者への説明・損害賠償の責任は全ての事業者が連帯して負わなければならない。

#### (iii) 提供先第三者の選定

指針 ver1.0 では、情報銀行は、個人情報の第三者提供先に対して「情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い（セキュリティ基準、事業内容等）」を求めることとされていた。また、認定基準では、情報銀行は個人情報保護が適切に行われている認証である、「プライバシーマーク（Pマーク）」または「ISMS 認証」を有していることとされた。

つまり、情報銀行と同様の基準が求められる提供先も、P マーク・ISMS 認証が求められると考えられ、提供先がかなり限定される恐れがあった。

指針 ver2.0 では、提供先が P マーク・ISMS 認証を取得していなくても、以下のいずれかの対策を講じ、提供先が情報セキュリティ・プライバシーに関する具体的基準を遵守している場合は、提供先も「認定基準に準じている」と認められるとしている。

- 情報は情報銀行が管理し、提供先は決められた方法で、必要な情報の閲覧のみができることとする
- 提供先において特定の個人を識別できないよう、一定の処理を行い、復元に必要な情報を除いて提供先に提供する
- 情報銀行の監督下で、提供先から P マークまたは ISMS 認証を取得している者に個人情報の取扱いを全て委託させる

#### (iv) 認定の対象とする個人情報の範囲

指針 ver1.0 では、「要配慮個人情報」、「クレジットカード番号」、「銀行口座番号」は認定の

対象外としていた。ただ、「クレジットカード番号」、「銀行口座番号」については、情報銀行を通じたサービスに対する個人の支払い、もしくは個人情報の対価の受け渡しの際に、利用することが想定されるとの意見があり、**指針 ver2.0 で認定の対象に追加された。**

「要配慮個人情報」については、健康・医療データワーキンググループでも検討されたが、情報銀行で扱うことに前向きな意見もある一方で、「個人側のメリットが見えない」、「自分のデータが分散する可能性がある」、「医療情報について本人が理解することは困難である」といった意見もあり、対象への追加は見送られている。

#### (v) 情報銀行の透明性の確保

情報銀行が事業として定着していくには、個人の情報が十分に集まることが必要であり、個人からの信頼が求められる。そのためにも、透明性の確保は重要であり、指針 ver1.0 でも事業の定期的な報告、利用する個人情報の範囲、個人への便益の内容、個人のコントローラビリティ等の透明性の確保が定められていた。

指針 ver2.0 では、これらに加え、「提供先第三者」、「利用目的に応じたリスク」を明示することとされた（具体的なリスクへの対応までは開示は求められていないと考えられる）。また、個人が自分にとってよりメリットのある情報銀行を選択できるように、その選択に資する情報を公表することとされた。具体的には、個人にどのような便益・リスクがあるか、情報銀行のセキュリティ、第三者提供の判断基準、コントローラビリティの機能等が考えられる。

#### (vi) データ倫理審査会

情報銀行は、個人情報個人意思の下で管理されていることを担保するために、社外委員を含む「データ倫理審査会」を設置する必要がある。指針 ver1.0 では、データ倫理審査会について、構成員の例（エンジニア、セキュリティの専門家、法律実務家等）や簡単な役割について示されていた。

指針 ver2.0 では、データ倫理審査会の運営の詳細として、以下の事項の適切性について審議し、必要に応じて助言を行うとされた。適切性とは、例えば個人に不利益となる利用がされていないか、リスクが伝えられているか等の観点を指すと考えられる。

- 個人と情報銀行の間の契約の内容
- 情報銀行の「個人が委任した個人情報」に係る利用目的
- 個人による情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定、変更の方法（UI）
- 提供先第三者の選定方法
- 委任を受けた個人情報の提供の判断

また、データ倫理審査会は、その構成員と議事録を公開しなければならない。

### (vii) 個人情報の再提供の禁止

指針 ver1.0 で、情報銀行から第三者に提供された情報は、その提供先から他の第三者に再提供されることは禁止するとされた。

これに対し、指針 ver2.0 では、再提供に当たらない以下の3つのケースを明確化した。

- ①一次提供先で「個人情報ではないデータ」に加工するケース
- ②一次提供先が個人情報の取扱いを他の第三者に委託するケース
- ③提供先が共同利用するケース

①について、個人情報ではないデータに加工することで、自由に第三者提供をすることができ、あらかじめ利用目的として「個人情報を加工利用する」ことを本人に示す必要がある。

また、②の場合、個人情報保護法に基づいて、一次提供先は、委託先で委託データの安全管理が図られるよう、適切な監督を行わなければならない。具体的には、リスクに応じて、適切な委託先の選定、委託契約の締結、委託先における個人データ取扱状況の把握をすることが挙げられる。

③の場合、個人が共同利用を行う事業者の範囲を正しく把握できるようにした形で、提供先の条件について個人に提示する必要がある。また、情報銀行が共同利用を行う全ての者と契約しなければならない。

## (2) 2019年成長戦略

2019年6月21日に2019年の成長戦略が閣議決定されたが、成長戦略においても「Society5.0の実現」の一環として、情報銀行の推進について示された。

情報銀行については、今後の多様化を見据えた認定ルールの見直しを2019年夏を目途に行い、認定を加速させるとともに、情報銀行間の連携を実現するプラットフォームの構築やデータフォーマットの標準化等に関する検討を行い、2019年度内に取りまとめるとされた。

## (3) なぜ情報銀行の多くは大企業なのか

図表7 情報銀行の特性と認定基準の関係

情報銀行の特性	認定基準
個人に代わって情報を管理	セキュリティ体制
	ガバナンス体制
個人に代わって情報を第三者提供	高い審査能力・体制
損害賠償リスク	一定以上の資産規模

(出所) 大和総研作成

現状、情報銀行を事業として行うことを公表している企業の多くは、大企業である。この背景として、例えば「個人からの信頼感を得られるだけの知名度の高さ」や「情報を扱うシステムを管理できるだけの規模」といったことが挙げられるが、これらに加え大きな理由として、情報銀行という事業の特性とそれに伴う認定基準の厳しさが考えられる。

第一に、情報銀行は個人に代わって情報を管理するため、一定以上のセキュリティ体制が求められる。指針 ver2.0 でも、情報銀行は国際標準・国内規格（JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム、JIS X 9250:2017 プライバシーフレームワーク等）の考え方を参考にしつつ、情報セキュリティやプライバシー保護対策を徹底することとされている。

また、先述のとおり、情報銀行はPマークまたはISMS認証を取得し、定期的に更新を受ける必要がある。さらに、情報セキュリティに関して、指針に規定されたマネジメント、組織、人的資源、運用、通信等、詳細な具体的基準を遵守して業務を実施しなければならないとされている。

個人に代わって情報を管理するという意味では、信用を確立するだけのガバナンス体制も求められている。例えば、先述のとおり、認定を受ける情報銀行は社外委員を含むデータ倫理審査会を設置し、情報銀行の運営の適切性について審議される必要がある。また、情報銀行の透明性を確保するため、提供先第三者やリスク、情報銀行の選択に資する情報等を適切に開示しなければならない。

第二に、情報銀行は個人に代わって情報を第三者に提供することとなるため、提供先が安全かどうか等を審査する能力・体制が必要とされる。情報提供先との間で規定や契約を設けるほか、どの情報提供先なら提供してもよいかという基準を設け、各提供先がその基準を満たすかどうかを審査しなければならない。また、2.（1）（iii）のとおり、提供先がPマークやISMS認証を有していない場合は、一定の対策が求められており、情報銀行側の負担が想定される。特に提供先を限定しない「半オープン型情報銀行」、「オープン型情報銀行」を目指す場合は、高い水準の審査能力・体制が求められることとなるだろう。

第三に、情報銀行には多くの個人情報が集約されることから、それが漏えいしたときの損害賠償リスクが大きいと考えられる。このリスクに対応できるだけの資産規模が必要とされる。指針においても情報銀行を営む事業者の適格性として、損害賠償請求があった場合に対応できるだけの能力（一定の資産規模、賠償責任保険に加入している等）が求められている。

以上のとおり、情報銀行を事業として行う企業は、相応の資産とコスト、マンパワーが求められることとなる。これにより、情報銀行を営む企業は必然的に大企業であることが多くなると考えられる。もちろん、認定を得ずに情報銀行を営むのであれば、上述したほどの体制等は求められないが、信用を基に事業を行う情報銀行としては、認定を取ろうとすることが多いのであろう。

仮に大企業ほどの規模ではない企業が認定を得て情報銀行を事業として行おうと考えるのであれば、他の企業と手を組み、共同での事業化を検討することも一つの手ではないだろうか。

## TOPIC 地方金融機関による「地域密着型情報銀行」の可能性

2019年6月28日、金融庁は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を一部改正した。改正の内容としては、収益性の項目が削除され、「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」を確保することが求められるようになった。持続可能なビジネスモデルを構築するためにも、当該監督指針内でも述べられているとおり、地域金融機関は「地域密着型金融」を推進し、地域の連携体制の中で役割を果たすとともに、コンサルティング機能を発揮することが期待される。

そこで、地域金融機関が地域密着型金融のために情報銀行を事業として行うことを検討するのであれば、一つ的手段として例えば「地域密着型情報銀行」を開業することが考えられるのではないだろうか。

具体的な事業としては、フェリカポケットマーケティングと同様に「クローズ型情報銀行」から始めることが望ましい。本人、もしくは地域企業から個人データを預託され、そのデータを地域内の企業に提供する（クローズ型情報銀行ではあるが、地域内に限ってみればオープン型情報銀行を目指す）。

地域金融機関が「地域密着型情報銀行」を営む利点としては、親和性と優位性にある。

親和性について、地域金融機関が情報銀行事業を行うことで、データ提供先の地域企業に対して資金面・データ面の両面で支援を行うことができるようになる。従前の資金の貸付に加え、各種のデータを提供することで、地方企業が新たな事業を行うためのコンサルティング機能を発揮することにつながると考えられる。

また、地域連携にも役割を果たすことが可能となる。「地域密着型情報銀行」のデータ提供先としては、フェリカポケットマーケティングで挙げられていた商店等のほか、バス、医療・介護、観光等の事業者が考えられる。例えば、地域の乗合バスについて、過剰供給等が問題になっている。乗合バス業者に対し、商店等における購買履歴（時間帯等）、住所等、または可能であれば地域住民（特に高齢者）の医療に係る通院データ<sup>5</sup>等を共有することで、より効率的なルート構築や時刻表の改善等が見込まれる。同様に、医療・介護の効率化や商店の顧客ニーズの把握、高齢者への宅配サービスの創出等、相互に連携を促すことができるのではないだろうか。

地域金融機関の優位性については、まず、個人からの信頼性の高さが挙げられる。情報銀行にとって利用者からの信頼は、集まるデータの量に大きく影響すると思われるが、地域内の住民にとっては、地域金融機関の知名度は高く、また、大事な資産を預けている先でもあることから、信頼性は十分に高いと考えられる。

また、地域金融機関は地域企業との関係性が深いと考えられ、提供先の地域企業にどのようなデータが必要であり、そのデータをどう利用すべきかについてまで、地域企業とともに考えることが可能である。

<sup>5</sup> なお、認定指針では現状は医療情報等の要配慮個人情報対象外である点には注意が必要である。

「地域密着型情報銀行」には、住民側にもメリットが大きい。提供したデータは、自分が住む地域の企業に提供されるため、サービス等の便益を直接得られる機会が多いと想定される。また、提供先が地域企業であることは個人にとっても一定の安心感があるのではないだろうか。

このように、地域金融機関による「地域密着型情報銀行」は地域の活性化に寄与するとともに、地域金融機関、地域企業、個人のそれぞれにメリットがある、「三方よし」の仕組みであると考えられる。

一方で、課題としては、地域金融機関、地域企業、個人のシステム面への対応が挙げられる。個人について、大都市や首都圏のインターネット利用者の割合が80%を超えているのに対し、地域によっては70%を切る都道府県もある<sup>6</sup>。また、20代、30代、40代のスマートフォンの保有率はいずれも80%を超えているが、60代以上のスマートフォン保有率は50%を切っている<sup>6</sup>。特に高齢者の多い地域は、どのようにして住民に情報銀行を活用してもらうかを考える必要があるだろう。

地域金融機関としても、大量のデータを扱うだけのシステム、ノウハウ、人材が必要となってくる。2.(3)でも述べたとおり、情報銀行を事業として行うには一定以上のセキュリティやガバナンスの体制が求められており、認定を得て情報銀行を運営できるだけの準備をしなければならない。ここについては、地域金融機関単体で情報銀行を行おうとするのではなく、情報分野に特化した企業と手を組んで共同で事業を行うことも視野に入れることが考えられるのではないだろうか。地域企業にも何らかのシステムを導入していく必要が想定される以上、システム会社との協力も検討する必要があるだろう。

地域金融機関が「地域密着型情報銀行」を開業する上でもう一つ考えなければならないことは、どこまで個人にメリットを感じさせられるかである。いくら地域連携に資すると主張しても、個人からデータが集まらなければ情報銀行は事業として成立しない。どの企業に、どのようなデータがあれば、どのような新たなサービスを個人に提供できるか、どれだけ個人に金銭的還元（ポイント・割引等を含む）ができるかを、地域企業とともに考えていくことが期待される。

<sup>6</sup> 総務省「平成30年通信利用動向調査」より。